

新潟市指定排水設備工事店等の処分等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市行政手続条例第12条の規定に基づき、新潟市指定排水設備工事店（以下「指定工事店」という。）及び下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）に対して、新潟市指定排水設備工事店規則（以下「規則」という。）第10条第2項及び第12条の規定による処分及び行政指導（以下「処分等」という。）を行う場合の基準等について必要な事項を定めるものとする。

(処分等の種類及び基準)

第2条 市長は、指定工事店及び責任技術者（以下「指定工事店等」という。）が、規則第10条第2項及び第12条の行為等（以下「違反行為」という。）に該当すると認めるときは、別表第1に定める違反行為の種類及び別表第2の査定基準に基づき処分等を行うものとする。ただし、違反行為が不可抗力によるとき、又はその他特別な理由があると市長が認めるときはこの限りでない。

2 前項の処分等は、処分等を受けた日を起算日として2年が経過しなければ消滅しない。ただし、指定の効力の停止の処分を受けた場合において、当該処分の基礎となった行政指導は、当該処分を受けた日に消滅する。

(処分の手続)

第3条 市長は、指定工事店等に行政指導の文書警告に相当する違反行為があったと認めるときは、別記様式第1号「行政指導通知書」により、その旨を当該指定工事店等に通知するものとする。

2 市長は、指定工事店等に処分に相当する違反行為があったと認めるときは、別記様式第2号「違反行為通知書」により、その旨を当該指定工事店等に通知するものとする。

3 前項の場合にあっては、新潟市行政手続条例第13条第1項に基づき意見陳述のための手続を執るものとする。

4 市長は、指定工事店等を処分したときは、別記様式第3号「処分決定通知書」により、速やかに当該指定工事店等に通知するものとする。

(処分の公示)

第4条 市長は、処分を行ったときは、規則第13条第1項第2号の規定に基づき、これを公示するものとする。

(処分後の工事の施工)

第5条 処分を受けた指定工事店は、当該処分の期間中において、すべての排水設備工事等を施工することができない。ただし、市長が必要と認めたときは、施工中のものに限り、工事完了まで施工することができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

1 新潟市指定排水設備工事店の違反行為に対する処分等の基準

違反行為の種別	処分等の内容	条例・規則等
1 条例,規則等に違反する行為があったとき。		
(1) 市長の確認を受けずに排水設備等の設置をおこなったとき。	文書警告	条例第 5 条第 1 項第 規則第 6 条第 2 項第 5 号
(2) 排水設備の新設等の施工後,市の検査を受けなかったとき。	文書警告	条例第 7 条第 1 項
(3) 工事施工の申し込みを受けたときに,正当な理由がなく,拒んだとき。	口頭注意	規則第 6 条第 2 項第 1 号
(4) 不適正な工費で施工したとき。また,工事契約に際し,工事金額,工事期限等を明示しなかったとき。	口頭注意	規則第 6 条第 2 項第 2 号
(5) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し,又は請け負わせたとき。	口頭注意	規則第 6 条第 2 項第 3 号
(6) 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与したとき。	口頭注意	規則第 6 条第 2 項第 4 号
(7) 責任技術者の監理の下に設計及び施工を行なわなかったとき。	口頭注意	規則第 6 条第 2 項第 6 号
(8) 完了検査に合格しなかった場合に,7 日以内に無償で補修しなかったとき。	口頭注意	規則第 6 条第 2 項第 7 号
(9) 工事完了後1年以内に生じた故障等(天災地変等を除く。)を,7 日以内に無償で補修しなかったとき。	口頭注意	規則第 6 条第 2 項第 8 号
(10) 災害等緊急時に,排水設備の復旧に関して市長から協力要請があった場合に,協力しなかったとき。	口頭注意	規則第 6 条第 2 項第 9 号
(11) 新潟市下水道水洗化工事施工指針を遵守しなかったとき。	口頭注意	新潟市下水道水洗化工事施工指針
(12) 上記(5)(6)で指定工事店以外の者に委託又は貸与したとき。	文書警告	規則第 6 条第 2 項第 3 号 規則第 6 条第 2 項第 4 号
2 指定工事店として,その信用を著しく失墜する行為があったと認められたとき。		
(1) 個人又は法人の代表者及び役員が法令等に違反し逮捕され,又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	指定取消	規則第 6 条第 1 項
(2) 市内における工事で安全管理の措置が不適切であったため,公衆又は工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。	指定停止	規則第 6 条第 1 項
3 業務に関し不誠実な行為があったと認められたとき。		
(1) 事務連絡会等に正当な理由が無く欠席したとき。	口頭注意	規則第 1 4 条第 2 項
(2) 市民に対し,誤解や迷惑を与えるような言動があったとき。	口頭注意	規則第 1 0 条第 2 項

(3) 各種申請書及び添付書類を作成する際に、虚偽の内容を記載したとき。	口頭注意	規則第10条第2項
4 上記1から3以外で市長がふさわしくない行為と認めたとき。	口頭注意 文書警告 指定停止 指定取消	

2 下水道排水設備工事責任技術者の違反行為に対する処分等の基準

違反行為の種別	処分等の内容	条例・規則等
1 条例、規則等に違反する行為があったとき。		
(1) 下水道に関する法令、条例、規則その他市長が定めるところに従い、排水設備工事の設計及び施工（監理を含む。）に当たらなかったとき。	口頭注意	規則第11条第1項
(2) 当該工事が竣工した際に行われる完了検査に立ち会わなかったとき。	口頭注意	規則第11条第2項
(3) 排水設備工事の業務に従事するときに、責任技術者証を携帯しなかったとき、及び関係者からの提示を拒否したとき。	口頭注意	規則第11条第3項
(4) 新潟市下水道水洗化工事施工指針を遵守しなかったとき。	口頭注意	新潟市下水道水洗化工事施工指針
(5) 責任技術者証を他人に譲渡、又は貸与したとき。	口頭注意	県公社規定第13条第4項
(6) 複数の工事店に登録をしたとき。	口頭注意	県公社規定第14条
2 責任技術者として、その信用を著しく失墜する行為があったと認められたとき。		
(1) 責任技術者が法令等に違反し逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	業務の禁止	
3 業務に関し不誠実な行為があったと認められたとき。		
(1) 市民に対し、誤解や迷惑を与えるような言動があったとき。	口頭注意	規則第12条第2項
(2) 各種申請書及び添付書類を作成する際に、虚偽の内容を記載したとき。	口頭注意	規則第12条第2項
4 上記1から3以外で市長がふさわしくない行為と認めたとき。	口頭注意 文書警告 業務の一時停止 業務の禁止	

別表第 2（第 2 条関係）

新潟市指定排水設備工事店等の違反行為に対する処分等の査定基準

処分等の内容	違反行為の適用区分
1 口頭注意	別表第 1 の違反行為に対する基準による「口頭注意」に該当する事項
2 文書警告	別表第 1 の違反行為に対する基準による「文書警告」に該当する事項及び「口頭注意」が 3 回に達したとき。
3 指定の一時停止 （業務の一時停止）	別表第 1 の違反行為の基準による「指定（業務）の停止」に該当する事項及び次の各号に掲げる事項 (1) 「文書警告」を受け、引き続き「文書警告」に相当する違反があったとき。 ● 1 か月の指定（業務）の停止 (2) 1 か月の指定（業務）の停止後、「文書警告」に相当する違反があったとき。 ● 2 か月の指定（業務）の停止 (3) 2 か月の指定（業務）の停止後は、「文書警告」に相当する違反がある毎に 1 か月を加える。
4 指定の取消し （業務の禁止）	別表第 1 の違反行為に対する基準による「指定の取消し（業務の禁止）」に該当する事項及び次の各号に掲げる事項 (1) 6 か月の指定（業務）停止後「違反行為」があったとき。 (2) 指定（業務）停止処分中に違反行為があったとき。 (3) 指定（業務）停止処分中に工事を施工したとき。

（ ）内は責任技術者に適用

行政指導通知書 年 月 日 住 所 商号又は名称 氏名(指定工事店にあっては代表者氏名) 様 新潟市長  新潟市指定排水設備工事店等の処分等に関する要綱第 2 条第 1 項の規定により，下記のとおり行政指導をしたので通知します。 なお，今後はこのような違反行為のないよう下水道法及び関係法規並びに新潟市下水道条例及び関係規程を遵守の上，業務を行うよう万全を期されたい。 記	
指導決定番号	
指 定 番 号	
指 導 対 象 者	☐ 新潟市指定排水設備工事店 ☐ 下水道責任技術者
指 導 の 内 容	文書警告
理 由	
備 考	

違 反 行 為 通 知 書	
第 年 月 号 日	
住 所 商号又は名称 氏名(指定工事店にあっては代表者氏名) 様	
新潟市長 印	
下記のとおり違反行為があったので，新潟市指定排水設備工事店等の 処分等に関する要綱第 3 条第 2 項の規定により通知します。	
記	
違 反 行 為 の 確 認 期 日	年 月 日 ()
違 反 行 為 の 確 認 場 所	
指 定 番 号	
違反行為の内容	
違反行為の種別	処分等の基準 第 項 第 号 による。
予定している処分 の内容と根拠法令	
そ の 他	

処 分 決 定 通 知 書	
第 号 年 月 日	
住 所 商号又は名称 氏名(指定工事店にあっては代表者氏名) 様	
新潟市長 印	
指定工事店等の処分について、次のとおり決定しましたので通知します。	
取消等決定番号	
指 定 番 号	
決 定 区 分	1 指定の取消し又は業務の禁止
	2 指定の一時停止又は業務の一時停止 年 月 日から 年 月 日まで
理 由	
備 考	